

の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○平 進介議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 令和2年3月市議会定例会におきまして、産業・建設常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第10号 権利の放棄について申し上げます。

本案は、長井市営住宅の使用料の未収金にかかる権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、今後、滞納を極力減らし、今回のような事態を避けるための方策についてどのように考えているかとの質疑がなされ、建設課長からは、債権管理マニュアルを作成し、訪問徴収を徹底するとともに、保証人についても、必要に応じて、その都度責任の確認を行うなど、今まで以上に連絡強化を図っていく。また、全

体の状況について、管理職がしっかりと把握、管理していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更及び道路新設工事の完了に伴う2路線について、市道路線として認定するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、金井神1号線について、もともと官地であった場所であるかとの質疑がなされ、建設参事からは、もともとは民地であり、砂防ダム工事に伴う仮設道路として山形県が使用していた場所であるが、今回、本市が用地買収を行い、道路及び水路の整備を行ったものであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、長井市都市再生整備計画に基づく市道本町西1号線の延長による終点の変更に伴い、市道路線を廃止するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、最上川こいで河川公園を長井市河川公園として開設するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市営住宅管理条例の

一部を改正する条例の制定について及び議案第31号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので一括して申し上げます。

これら2案は、いずれも民法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、利息を計算する上で適用される法定利率とは何%かとの質疑がなされ、建設課長からは、年3%であり、3年に1度見直しがなされるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、以上2件は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定工事事業者の登録について、従来は一度登録すれば更新の必要はなかったが、このたびの改正により更新手続が必要になったということか。また、更新手続に当たっては、改めて審査が行われることになるのかとの質疑がなされ、上下水道課長からは、従来は指定の有効期限が定められていなかったが、今回、5年に1度の更新手続とする法改正がなされたものであり、更新手続に当たっては、登録申請時と同様の書類提出を求め、審査を行うこととなるとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、長井市観光交流センターの管理について、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターを指定管理者に指定するため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市森林環境譲与税基金条例の設定について申し上げます。

本案は、森林環境譲与税の創設に伴い、森林整備事業を促進する諸施策の財源を確保する基金を設置するため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、基金の目標額及び主な使用目的についてどのように考えているのかとの質疑がなされ、農林課長からは、一定程度の額まで積み立てを行った後、約2,000万円で森林境界の明確化に関する事業を実施したいと考えているとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第15、議案第10号 権利の放棄についてから日程第23、議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第15、議案第10号 権利の放棄についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成

の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第15号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第16号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第17号 長井市森林環境譲与税基金条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○平 進介議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第29号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第30号 長井市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第22、議案第31号 長井市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第23、議案第32号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○平 進介議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之予算特別委員長。

(梅津善之予算特別委員長登壇)

○梅津善之予算特別委員長 おはようございます。

令和2年3月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算を初め、特別会計予算6件、企業会計予算2件の令和2年度予算案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、3月13日及び17日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長から説明を受けた後、8名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところではありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算及び議案第2号 令和2年度長井市国民健康保険特別会計予算の2件につきましては、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 令和2年度長井市山形鉄

道運営助成事業特別会計予算、議案第4号 令和2年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第5号 令和2年度長井市介護保険特別会計予算、議案第6号 令和2年度長井市後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和2年度長井市宅地開発事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度長井市水道事業会計予算及び議案第9号 令和2年度長井市下水道事業会計予算の7件につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の報告を終わります。

○平 進介議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平 進介議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第24、議案第1号 令和2年度長井市一般会計予算の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号13番、小関秀一議員。

(13番小関秀一議員登壇)

○13番 小関秀一議員 私は、長井市民の平和で健やかな暮らしのために3月議会に臨み、公平、公正で透明な議案の審査をいたしました。

議案第1号について、令和2年度長井市一般会計予算に以下の理由によって反対をいたします。

提案されました令和2年度の長井市の予算は、ご承知のとおり207億5,600万円で、昨年度当初比13.2%増、過去最高の長井市の予算の上程であります。

その内容は、新市庁舎新築を初めとする計画されてきた公共施設等整備計画のピークを迎え